

(二) 相税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等
想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が指定する

第一条 税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四百三十三号）。次条において「令」という。第六条の四第二項第一号及び第三十二条の十第二項第一号に規定する構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるものとして厚生労働大臣が指定するもの（次条において「対象機器」といふ。）は、次に掲げるものであつて病院において医療保健業の用に供されるものとする。

一 超電導磁石式全身用MR装置
二 永久磁石式全身用MR装置
三 全身用X線CT診断装置(4)

四 人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。） （厚生労働大臣認定の要件）

第一条 令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定め

該対象機器を医療保健業の用に供する病院の所在する構想区域等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十四第一項に規定する構想区域等をいう。以下この条において同じ。）に係る都道府県知事により確認がされたこととする。

前条第一号又は第二号に掲げる対象機器（以下この号において「全身用MR装置」という）
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ 当該全身用MR装置が既に医療保健業の用に供されている全身用MR装置（イにおいて「既存全身用MR装置」という。）に替えて新たに医療保健業の用に供される場合 当該既存全身用

M R 装置を医療保健業の用に供した病院における当該既存全身用 M R 装置の利用された回数が
何であるかを調査したところ、(略)

その新たに医療保健業の用に供される日の属する年の前年の一月から十二月までの各月において四十を上回っていること。

口 当該全身用MR装置が新設又は増設により医療保健業の用に供される場合、その用に供する病院（口において「全身用MR装置新設医療機関」という。）と連携している他の病院又は診

療所（全身用MR装置を医療保健業の用に供していないものに限る。口において「全身用MR

装置連携先医療機関 というて診療を受けた者のために当該全身用MR装置新增設医療機関と当該全身用MR装置連携先医療機関との間で連携して当該全身用MR装置が利用される予定

であること（当該全身用MR装置連携先医療機関から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）。

八、当該全身用MR装置がイ及びロに定める要件に該当しない場合 構想区域等に係る医療法第

三十条の十四第一項の協議の場における協議の内容を踏まえ
供体制の確保に必要であると認められること。
当該構想区域等における医療提

二 前条第三号又は第四号に掲げる対象機器（以下この号において「全身用C.T装置」という。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ 当該全身用CT装置が既に医療保健業の用に供されている全身用CT装置（イにおいて「既

存全身用 CT 装置」という。)に替えて新たに医療保健業の用に供される場合、当該既存全身用 CT 装置を長期間使用する場合における当該光学ミリ波 CT 装置の利用並びに取扱い

の丁装置を医療保健業の用に供した病院における当該既存自身用の丁装置の利用された回数が、その新たに医療保健業の用に供される日の属する年の前年の一月から十二月までの各月において

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

口 当該全身用 CT 装置が新設又は増設により医療保健業の用に供される場合 その用に供する
病院 (口において「全身用 CT 装置新設医療機関」という。)と連携している他の病院又は診
療所 (全身用 CT 装置を医療保健業の用に供していないものに限る。口において「全身用 CT
装置連携先医療機関」という。)で診療を受けた者のために当該全身用 CT 装置新設医療機関
と当該全身用 CT 装置連携先医療機関との間で連携して当該全身用 CT 装置が利用される予定
であること (当該全身用 CT 装置連携先医療機関から紹介された患者のために利用される予定
である場合を含む。)。
ハ 当該全身用 CT 装置がイ及びロに定める要件に該当しない場合 構想区域等に係る医療法第
三十条の十四第一項の協議の場における協議の内容を踏まえ、当該構想区域等における医療提
供体制の確保に必要であると認められること。